

## 合同身だしなみ検討委員会規定

新宮町立中学校

### ○目的

- (1) 学校を取り巻く社会環境や生徒の状況の変化に応じ、校則等(以下「身だしなみ」)の内容を、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、適切かつ継続的に検討する機会を設ける。
- (2) 生徒が「身だしなみ」を自分のものとして捉え、自主的に守る意識や態度を育むとともに、一人一人の人権を尊重したり、社会規範を遵守したりするための判断力や態度を涵養する。
- (3) 町内の中学校(新宮中学校・相島分校・新宮東中学校)が同じ標準服を使用している実態を生かして、合同での検討委員会を設置し、町の中学生としての「つながり」の意識を育む。

### ○組織

#### (1) 身だしなみ検討委員会

生徒 生徒会長、生活担当委員長、学級代表  
教職員 校長、副校長・教頭、生徒指導担当主幹教諭等、生徒会指導担当  
弁護士 県弁護士会

#### (2) その他

※保護者とは、PTA役員会・運営委員会を通じて連携を図る。  
地域とは、学校運営協議会を通じて連携を図る。

### ○基本的な考え

- (1) 「身だしなみ」の決定については、検討委員会の意向を十分に考慮した上で、最終的には校長が行う。
- (2) 生徒や教職員、保護者等とともに、「身だしなみ」の意義や必要性について十分に共通理解を図りながら、細則を検討する。
- (3) 社会通念に照らして合理的とみられる範囲内における「身だしなみ」とするため、生徒の「健全な学校生活」と「よりよい成長」の観点を重視し、検討する際は次の点に留意する。
  - ① 生徒一人一人の人権の尊重
  - ② 生徒一人一人への健康上の配慮
  - ③ 時代の進展などを踏まえたもの
- (4) 本会での決定については、「共通して設定できるもの」に限り、各学校の実情に応じて必要な事項がある場合には、各学校で個別に取り組む。
- (5) 本会議における協議の経緯を大切にするとともに、合同身だしなみ検討委員会での検討内容等とも関連化を図り、必要に応じ3年ごとに実施することを基本とする。

(附則) この規定は、令和4年4月1日から施行する。